

201224015A

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

平成24年度 総括研究報告書

研究代表者：宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

平成25(2013)年3月

目 次

総合研究報告

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究	1
宮内康二、甲斐一郎、森田朗、齋藤真由美、飯間敏弘、黒河昭雄、太田響子	
1. 研究の目的と方法	2
1.1. 研究の目的	
1.2. 研究の方法	
2. 後見業務の実施に係る状況	5
2.1. 本人の財産の取扱や親族対応などの状況	
2.2. 本人の判断能力低下にともなう経済的損失の状況	
3. 後見業務に対する後見人の認識	15
3.1. 後見業務遂行における後見人の役割意識	
3.2. 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額	
4. 後見人によって実施される業務内容に関する分析	47
4.1. 後見業務の内容の全般的傾向	
4.2. 後見業務の実施率	
4.3. 後見業務の実施回数	
4.4. 後見業務の実施時間	
4.5. 後見業務の取扱金額	
5. 後見人の活動に対する評価	80
5.1. 後見人への評価(本人〔軽度〕、周囲の人、後見人による評価)	
5.2. 後見人への評価(本人〔重度〕による評価)	
5.3. 後見監督人への評価	
6. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討 (オーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州を例として)	99
6.1. はじめに	
6.2. オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関	
6.3. カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関	
6.4. 結びに代えて(自治体の関与のあり方をめぐって)	

7. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析	117
7.1. 分析の枠組み	
7.2. 本人の財産と後見業務の関係に関する分析	
7.3. 後見業務とその評価の関係に関する分析	
7.4. 業務評価と報酬の関係に関する分析	
7.5. 後見業務と報酬の関係に関する分析	
7.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析	
7.7. 総合的分析	
7.8. 本分析のまとめと含意	
8. 本研究のまとめと今後の展望	149
8.1. 本研究のまとめ	
8.2. 今後の課題と展望	
・参考文献	157
・資料	159
1. 後見業務の状況に関する調査票	
2. 後見人への第三者評価に関する調査票	

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

研究代表者： 宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

研究分担者： 甲斐一郎（東京大学 名誉教授）

森田朗（学習院大学法学部政治学科 教授）

齋藤真由美（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

飯間敏弘（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

研究協力者： 黒河昭雄（東京大学政策ビジョン研究センター）

太田響子（東京大学公共政策大学院 特任研究員）

・ 研究要旨

高齢化の進展とそれともなう認知症高齢者等のさらなる増加によって今後生じてくる諸問題に対応するために、成年後見制度の普及や利用促進、その担い手となる人材の育成・支援などが、これまで以上に必要とされている。このような課題に対処するため、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見のあり方を提示することを目的とする。

本研究は、主に4つの主要な分析（①後見業務の第三者評価に関する分析、②後見業務の内容に関する分析、③後見人の適性や業務体制等に関する分析、④後見報酬に関する分析）から構成されている。本報告書では、後見実務全般について、その実態を客観的に明らかにするための実証分析を行った。具体的には、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理し、データベースを構築した上で、後見実務の諸側面における実態を、計量分析を用いて明らかにした。

研究成果としては、後見実務の諸側面として、①後見業務の実施に係る状況、②後見業務に対する後見人の認識、③後見人によって実施される業務内容、④後見人の活動に対する評価、⑤現行の報酬決定システムの構造、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。その際特に、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の諸要素との関係、に重点を置き、また比較研究として海外の後見事例を参照しながら、各業態の特徴を析出するとともに、多変量解析等を用いて後見実務の実態を客観的に明らかにした。

1. 研究の目的と方法

1.1. 研究の目的

判断能力が十分でない認知症高齢者、精神・知的障がい者等が約700万人にものぼる中、増加する認知症高齢者への対応や、精神・知的障がい者の地域生活への支援などの必要性が高まっている。また、高齢化の進展と、それにとまなう認知症高齢者等のさらなる増加によって生じる諸問題（増大する一人暮らし高齢者への対応、認知症高齢者や知的・精神障がい者の身上監護ならびに財産管理に対する支援、後見制度を必要とする人々の制度利用の促進、認知症高齢者や障がい者などを支える家族等の負担軽減など）が今後ますます重要な課題となっていく。このような状況に鑑み、成年後見制度の利用促進、その担い手となる人材の育成・支援、地域における後見人の一層の浸透・活用などが、これまで以上に必要とされている。

このような中、後見制度に関するこれまでの研究は、主に法学的視点からの法制度研究が中心であった。他方、後見実務の実態に関する実証的研究（例えば、後見人が行う業務の内容に関する研究、被後見人やその周囲の人による第三者評価に関する研究、客観的データに基づく制度設計や運用に関する研究など）は、いまだほとんど行われていないというのが実情である。また一般の国民や行政などからみて、後見の実態は今なお不透明なままである。以上のことから、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見の方向性を提示することを目的とする。

後見について実証的な研究を行おうとする際、後見実務と後見報酬に関する分析は特に重要となる。

成年後見を、後見人等による被後見人等に対する後見サービスの提供と捉えたとき、このサービスの質を評価する客観的指標は現在のところほとんど存在していない。成年後見においては、主にサービス受容者が、判断能力が不十分な人達であるという理由から、通常のサービスであれば得られるはずの客観的な評価指標（売上高や顧客満足度など）を得ることができないのである。そのなかで、唯一客観的な指標となりうるものが後見報酬である。その意味で、後見報酬の決定根拠の客観性を確保することは非常に重要である。

またこの後見報酬は、後見人等（特に第三者後見人）に対する経済的インセンティブとして働くゆえ、この後見報酬の算定基準のあり方は、後見人等の仕事のやり方や意欲などに決定的な影響を与える。この意味においても、後見報酬の算定基準をより客観的で公正なものにすること（さらにはその基準をある程度公表すること）が非常に重要となる。

以上のような観点から、本研究では、後見報酬の現状を客観的に明らかにするとともに、この後見報酬と後見実務の諸要素（後見活動のあり方や本人の資産・収支の状況など）との間の関係を、多変量解析等を用いて析出することを通じて、後見実務と後見報酬等の実態について実証的に明らかにすることを目指す。

1.2. 研究の方法

1.2.1. 研究全般の方法

まず、本研究全体の枠組みを示すと、主に次の4つの主要な分析から構成されている。

すなわち、①後見業務の第三者評価に関する分析（後見業務に対する客観的評価に関する分析）、②後見業務の整理・分析（後見人によって行われている後見業務の内容に関する分析）、③後見人の適性および業務体制についての分析（後見人の業態や社会的属性、後見の形態などに関する分析）、④後見報酬に関する分析（現行の報酬決定システムの構造に関する分析）である。

前年度は、これらの研究を進めていくための基礎を構築するための作業として、後見実務全般の実態を客観的に明らかにするための実証的な分析を行った。具体的には、①後見等開始申立の態様、②後見関係者の社会的属性、③後見等の形態、④本人の状況、⑤本人との面会状況、⑥後見事務報告書の作成・提出状況、⑦本人の資産の状況、⑧本人の収支の状況、⑨後見報酬の状況、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。

そしてこれを受けて本年度は、前年度の研究をさらに発展させるために、次のような実証的かつ計量的な各種分析を行った。すなわち、後見人が行う業務内容に関する詳細な分析、後見人が後見業務に対してもっている認識に関する分析、後見業務に対する客観的評価に関する分析、海外の後見制度に関する事例研究などの分析である。そしてその上で、これらを総合する形で、後見を形作る主要な構成要素（本人の財産、後見業務、業務評価、後見報酬等）の相互関係を明らかにする計量的な分析を行った。

本研究の具体的な研究方法としては、概略以下のような方法が用いられた。

後見業務の実態について客観的に把握すべく、後見関係者（後見人等、被後見人本人、および本人の周囲の人など）へのヒアリングなどを通じて調査研究の

[表1] 調査対象件数

後見関係者	調査対象者数
本人	393
後見人等	413
協力者	48
監督人	40
申立人	341
後見人候補者	196
本人の周囲の人	58

ためのフレームワークを構築し、その上で、後見関係者へのアンケート調査や各種後見関連資料（後見事務報告書、報酬付与審判書、後見登記事項証明書、後見業務日誌など）の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理した。このデータ収集によって、本人 393 人、後見人等¹413 人、本人の周囲の人 58 人といった、さまざまな後見関係者らの多様な情報を収集・整理することができた。この収集作業により得られたサンプル数等を一覧表の形で示したのが、表 1 である。

そして、各調査対象者から得られた後見実務に関する各種情報をデータベース化した上で、後見実務に関するさまざまな側面についての分析を行った。具体的には、①後見業務の実施に係る状況、②後見業務に対する後見人の認識、③後見人によって実施される業務内容、④後見人の活動に対

¹ 本稿では、後見人、補佐人、補助人を総称して「後見人等」ないし「後見人」と呼び、また被後見人、被補佐人、被補助人を総称して「本人」と呼ぶことにする。

する評価、⑤現行の報酬決定システムの構造、に関する分析である。

これらの分析の際に重視したのが、業態間の比較である。今回の研究では、業態間の比較分析として、後見事案を大きく、①親族後見、②第三者後見（親族以外の後見）に分けた上で、それぞれの業態の特徴などを析出し、業態間でどのような違いが生じているのかという点を明らかにした。また、特に業務内容の分析においては、さらに本人と後見人等の同居・別居の違いを考慮して、①親族後見（同居）、②親族後見（別居）、③第三者後見（別居）、を区別しながら分析を行った。

さらに本研究では、日本の後見制度と後見実務のあり方を考察する上での参照事例として、海外における後見制度の事例、具体的にはオーストラリアとカナダの後見制度とその運用の態様について検討した。

その上で、本研究の締めくくりとして、①本人の財産、②後見業務、③後見業務の評価、④後見報酬、の相互関係について総合的な分析を行った。具体的には、後見における一つの理念型としての合理的な後見報酬決定システム（業務・評価・報酬）の枠組みを提示し、後見実務の実態と照らし合わせながら、現行の後見報酬の決定構造（後見報酬がどのような要素や基準によって決められているか）を明らかにした。

1.2.2. 倫理面への配慮

本研究においては、多数の後見人等に対するアンケート、インタビューなどを通じて、多くの個人情報収集が行われることから、この個人情報の適切な取扱いが非常に重要な課題となる。

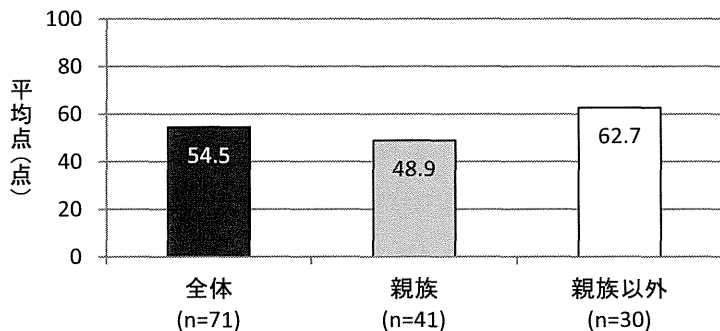
本研究において収集された個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」並びに当研究室が独自に制定している「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理された。

2. 後見業務の実施に係る状況

2.1. 本人の財産の取扱や親族対応などの状況

2.1.1. 後見人等による本人意思の推察の程度

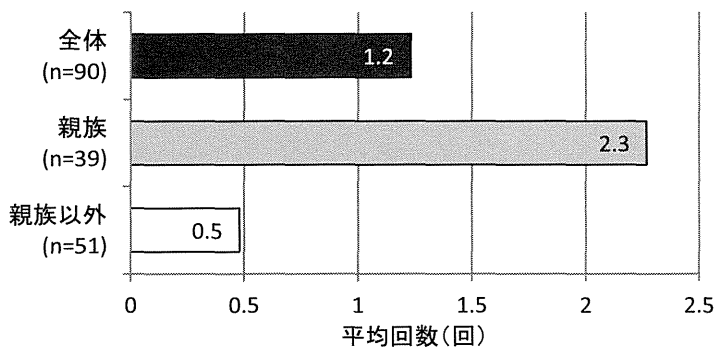
[図2-1] 本人意思の推察の程度〔業態別〕



まず、後見業務を行う上で、本人（被後見人等）の意志をどのくらい正しく推察することができるかについての後見人等による自己評価（100点満点による評価）の結果を見る。図2-1を見ると、親族後見人による自己評価の平均が49点であるのに対し、第三者後見人による自己評価は63点とやや高くなっていることが分かる。親族として本人により身近な立場から、本人の意志を汲みとりやすいと考えられる親族後見人よりも、専門職である第三者後見人の方が、自己評価が高くなっている点が注目される。

2.1.2. 本人の親族への対応

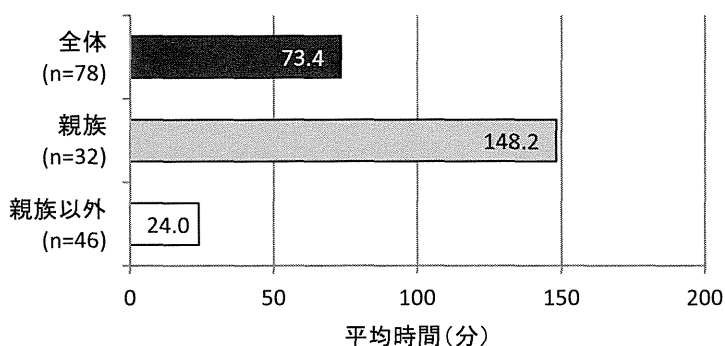
[図2-2] 本人の親族と会う1ヶ月あたりの回数〔業態別〕



次に、後見人が後見活動についての相談や協議等を行うために本人の親族と会う、1ヵ月あたりの回数、および1ヵ月あたりの時間を見てみる。すると、いずれにおいても親族後見と第三者後見とで顕著な差が見られた。

まず1ヵ月あたりの回数については、親族後見人は平均2回以上、本人の親族に会う機会があるのに対し、第三者後見人は1回に満たず、およそ2ヵ月に1回という頻度であった（図2-2）。さらに1ヵ月あたりの面会時間になると、両者の差はさらに大きくなり、親族後見人が2時間半近くの時間を充てているのに対し、第三者後見人はわずか24分となっている（図2-3）。第三者後見においては、そもそも本人に親族等の身寄りがないケースが少なくないゆえ、こうした差が生じているといえるが、概して第三者後

[図2-3] 本人の親族と接する1ヶ月あたりの時間〔業態別〕

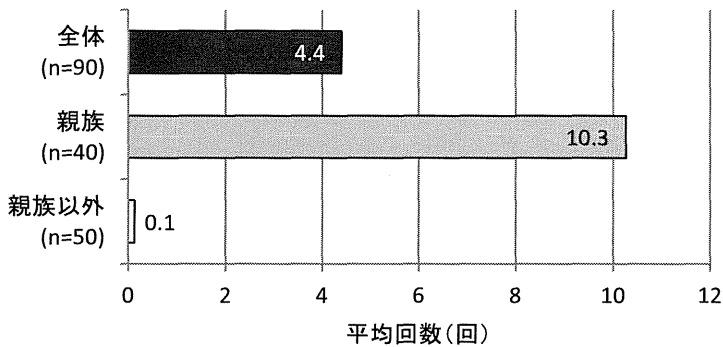


見人は、あまり本人の親族と接することなく後見業務を行っていることが分かる。

続けて、後見業務を行う上で、本人の親族とトラブルが生じた回数がこれまでどのくらいあるかを見てみると、第三者後見人の場合にはほとんどトラブルが生じたことがないと考えているのに対し、親族後見人は約 10 回にも及んでいる（図 2-4）。そもそも親族後見においては、通常その選任時に、他の親族からの同意を得ることが求められるため、少なくとも後見開始時には親族間の大きなトラブルは生じていないはずである。この点を考えると、この 10 回強という回数はやや際立っているようにも見える。財産管理や身上監護といった後見業務、あるいはそれに付随する業務にともなって、親族間で新たなトラブルが顕在化するケースも少なくないことがうかがえる。

この点を考えると、この 10 回強という回数はやや際立っているようにも見える。財産管理や身上監護といった後見業務、あるいはそれに付随する業務にともなって、親族間で新たなトラブルが顕在化するケースも少なくないことがうかがえる。

【図2-4】 本人の親族との間のトラブルの回数〔業態別〕



2.1.3. 財産管理における立替と借用の状況

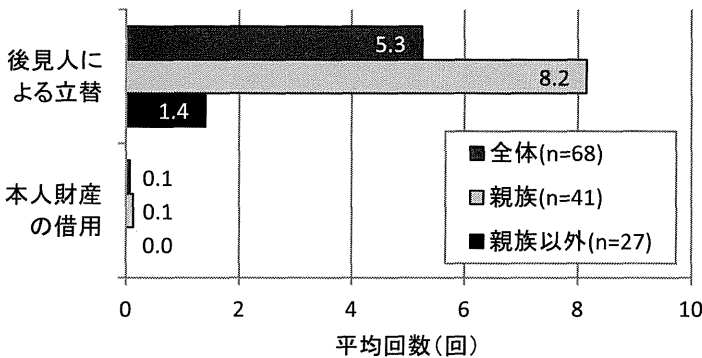
次に、財産管理における、後見人等による立替や借用についての状況を見てみる（図 2-5）。

まず、後見人等の財産による立替（本人の支出を後見人等が代わりに支払う行為）の回数を尋ね

たところ、後見人全体の平均回数は 5 回ほどであった。これを業態別に見てみると、親族後見人は平均 8 回ほど立替を行っていたのに対し、第三者後見人は平均 1.4 回と、その回数には大きな開きがあった。

一方、後見人等が本人の財産を借用した回数について尋ねたところ、親族後見人、第三者後見人いずれにおいても、そうしたケースはほとんど存在しなかった。

【図2-5】 財産管理における立替や借用〔業態別〕



続けて、さらに細かく、こうした立替や

借用についての後見人等の認識を見てみる。

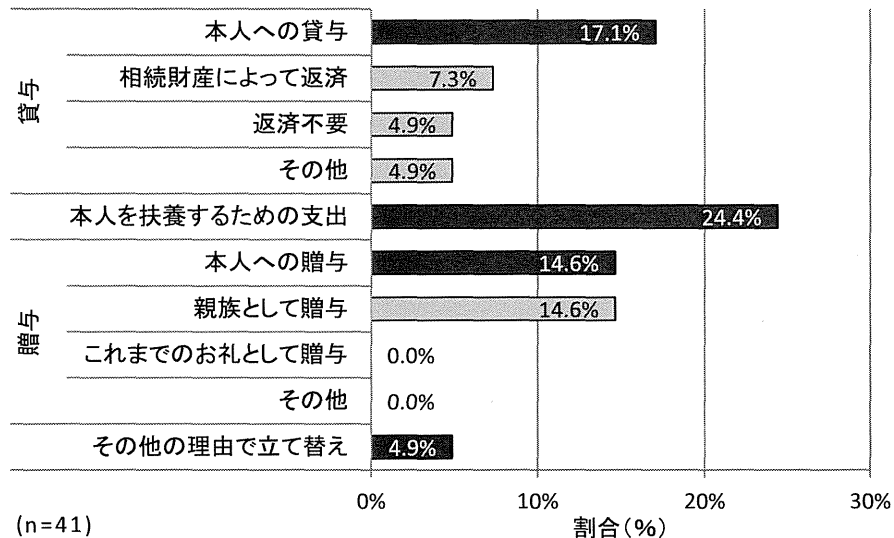
まず、親族後見人に対して、後見人等の財産による立替についての認識を尋ねたところ、以下のような結果となった（図 2-6）。最も多いのは、「本人を扶養するための支出」であるという認識で、全体の約 4 分の 1 を占めた。次に、「本人への貸与」であるという認識が多く、全体の 17% であった。その内訳としては、「相続財産によって返済」を受けるという認識が、「返済不要」とする認識を上回った。また、「本人への贈与」（特に、親族としての贈与）であるという認識は、15% であった。

次に、第三者後見人に対して、同じく後見人等の財産による立替についての認識を尋ねたところ、「本人への貸与」であるという認識が最も多く、これも全体の 4 分の 1 近くを占めた（図 2-7）。ただし、その内訳を見てみると、「返済不要」であるという認識はなく、「いつか本人の財産から返済」さ

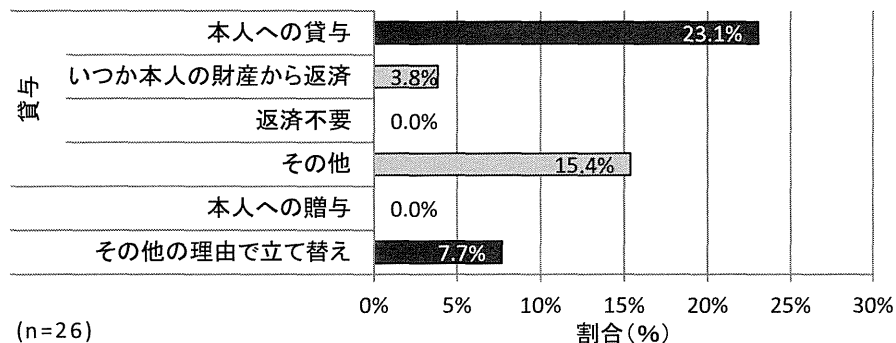
れるものであるとする認識もわずかであった。また第三者後見人においては、立替が「本人への贈与」であると認識する例はなかった。

これらのことから、親族後見においては、後見人というよりもむしろ親族（あるいは扶養者）としての立場から、立替を行っているケースが少なくないと考えられる。これに対して第三者後見においては、そもそも後見人等の財産から本人のために立替をする機会そのものが少なく、また立替を行う場合においても、業務を遂行する上で何らかのやむを得ない事情により、とりあえず貸与するという形をとっているものと推察される。

〔図2-6〕 後見人による立替についての認識〔親族後見〕



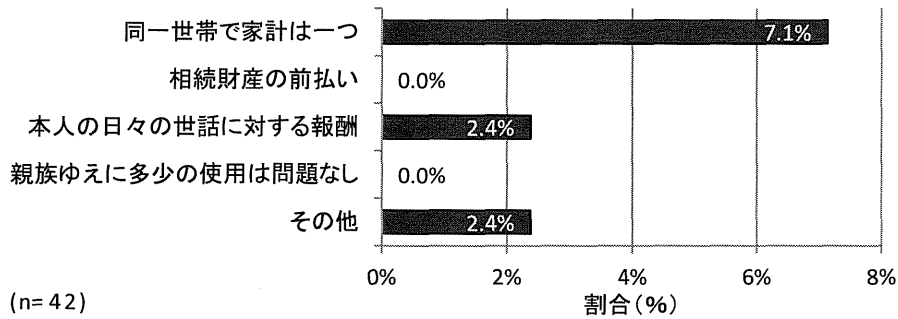
〔図2-7〕 後見人による立替についての認識〔親族以外〕



また、後見人等による本人財産の借用についての認識を親族後見人に尋ねたところ、以下のような回答が得られた(図 2-8)。最も多い認識としては、「同一世帯で家計は一つ」であるから、というもので、後見人全体の7%を占めた。その他の認識を持つ人はわずかであり、「本人の日々の世話に対する報酬」という認識は全体の2%程度となっている。また、「相続財産の前払い」や「親族ゆえに多少の使用は問題なし」とする認識を持つ例はみられなかった。

このように親族後見人は、本人と同一世帯の場合、同一家計内でのやりくりとして、本人財産を借用することは許されると認識しているケースも少なくないようである。

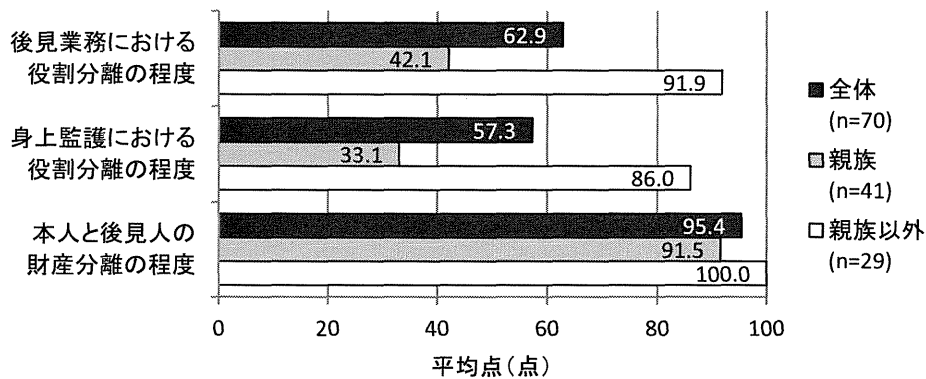
[図2-8] 本人財産の借用についての認識[親族]



2.1.4. 後見業務における役割分離

次に、後見人等は日々の後見業務において、どの程度自身の役割（後見人としての役割と、親族ないし知人としての役割）を分離させているかという点²について見てみる（図2-9）。

[図2-9] 後見業務における役割分離[業態別]



まず後見業務全般については、後見人による役割分離についての自己評価の平均点は63点であった。これを業務の種類別に見ると、身上監護における役割分離の程度は57点である一方、財産管理の分離の自己評価は100点に近く、ほぼ完全に後見人等の財産と本人の財産を分離させている（という認識である）ことが分かる。

さらに、こうした役割分離の程度を業態別に見てみると、業態間で大きな違いがみられる。まず、第三者後見の場合は、身上監護と財産管理のいずれの後見業務においても、ほぼ完全に後見人としての立場からこれを行っている。一方、親族後見の場合は、財産についてはほぼ完全にこれを分離させ、後見人としての立場で財産管理を行っているが、身上監護においては、役割分離の程度は33点にとどまっている。

このことから、特に親族後見人は、とりわけ身上監護において、後見人としての役割と親族としての役割をあまり分けることなく、これを混在させる形で後見業務を行っているものと推測される。

² 後見業務を、完全に後見人としての立場で行っている場合には100点、後見人等と親族（ないし知人）の立場を全く分けていない場合には0点として、後見人等に自己評価をしてもらった。

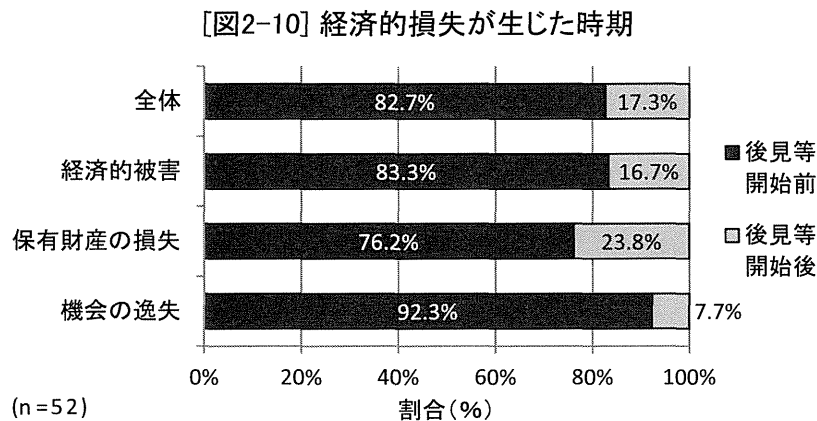
2.2. 本人の判断能力低下にともなう経済的損失の状況

次に、本人（被後見人等）の判断能力低下にともなって生じる経済的損失（経済的被害、保有財産の棄損、機会の逸失）の状況について見てみる。

2.2.1. 経済的損失の状況

はじめに、本人の経済的損失の全般的な状況について概観しておきたい。

まず、経済的損失が生じた時期について見てみる（図 2-10）。



「経済的被害」（他者から受けた経済的被害）、「保有財産の損失」（本人自身の行為による保有財産の棄損）、「機会の逸失³」（判断能力の低下にともなう機会の逸失）のいずれにおいても、およそ8～9割の事案が、後見の開始前に生じていた。特に、「機会の逸失」の9割以上が後見開始前に生じており、本人の判断能力の低下によって、後見制度利用前から就業等の機会（経済的利益を獲得しうる機会）が失われているケースが非常に多いことが分かる。逆に、後見等開始後に生じる損失は割合としては低いものの、それでも1割から2割程度は存在しており、後見人がついていたとしても本人の経済的損失のすべてを防ぐことができるわけではないことが分かる。

次に、これまでに経済的損失が生じた回数についてである。

図 2-11 をみると、「保有財産の損失」の発生回数が最も多く、平均で約9回の損失が生じていることが分かる。また、「経済的被害」については平均約2回、「機会の損失」については、1.5回ほど生じていた。

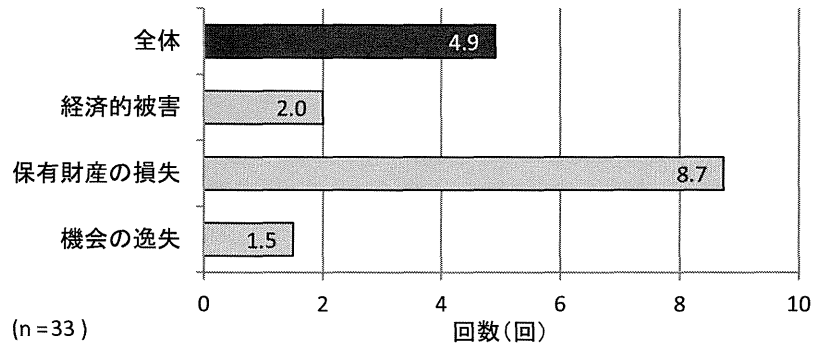
このように、本人が被る経済的損失の中心は、本人自身の行為による保有財産の毀損であることがわかる。

次に、これまでの経済的損失の総額について見てみる（図 2-12）。

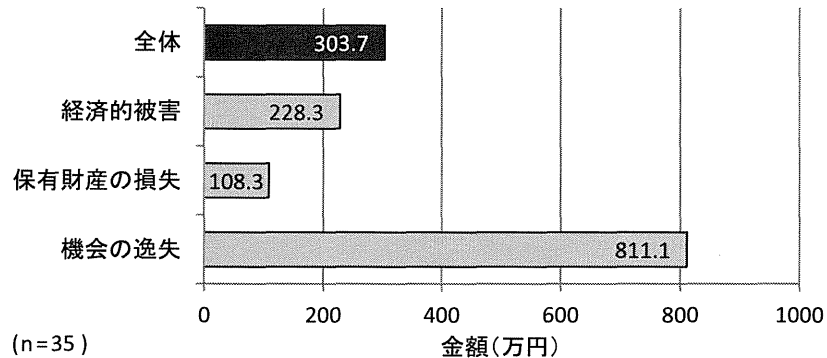
すると、「機会の逸失」による経済的損失の総額が飛びぬけて多く、平均で約810万円にのぼっ

³ここで「機会の逸失」とは、経済的利益を獲得しうる機会を、本人の判断能力が低下することによって逃してしまうことをいう。具体的には、本人や親族の就業の機会が損なわれた（離職や転職をせざるを得なかった）ケース等がこれにあたる。

[図2-11] これまでに経済的損失が生じた回数



[図2-12] これまでの経済的損失の総額



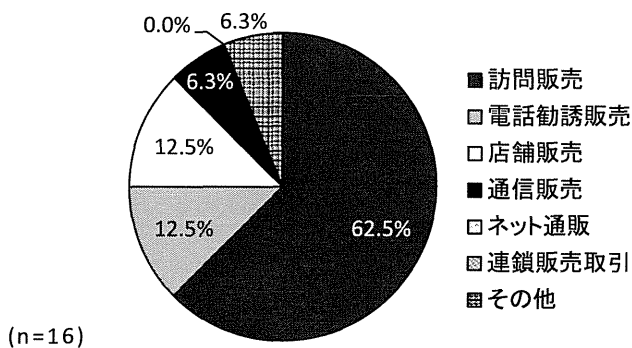
ている。これは、本人の判断能力が失われ、またそうした本人の介護を行うため、本人及び親族がこれまでの仕事を退職（あるいは転職等）すること等により、本人だけでなく周囲の人についても多くの損失を生じさせていることによる。

「経済的被害」については、その回数は上述のように約2回と少ないものの、損失の総額は2百万円以上になっており、一件あたりの被害金額は100万円程度に上る。一方で、「保有財産の損失」については、その回数は上述のように多めであるが、損失の総額は約百万円であり、1回ごとの損失は平均で10万円前後となっている。

2.2.2. 経済的被害を受けた取引の態様

次に、3種類の経済的損失（「経済的被害」、「保有財産の損失」、「機会の逸失」）のうち、ここでは「経済的被害」について、より詳細に見ていきたい

[図2-13] 経済的被害を受けた取引の形態



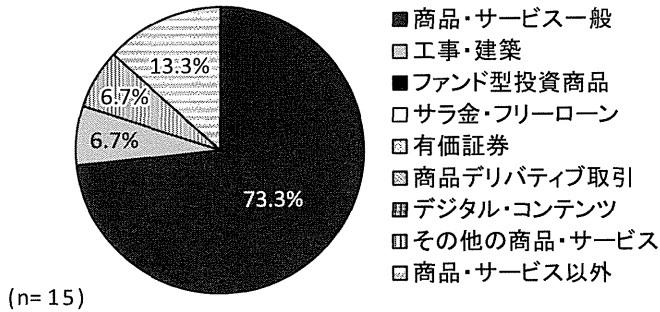
まずはじめに、経済的被害を受けた取引の形態についてである（図2-13）。

ここで、最も多い取引の形態は「訪問販売」による被害で、全体の約6割を占めている。その次に多いのが「電話勧誘販売」と「店頭販売」で、いずれも13%を占めている。なお、「通信販売」は6%で、また「ネット販売」による被害については、本調査においては存在しなかつ

た。

このことから、被後見人が被る経済的被害としては、いわゆる押し売りに近い形で、本人が受身で対応せざるを得ない「訪問販売」という形態が最も多くなっていることが分かる。

[図2-14] 経済的被害を受けた取引の内容

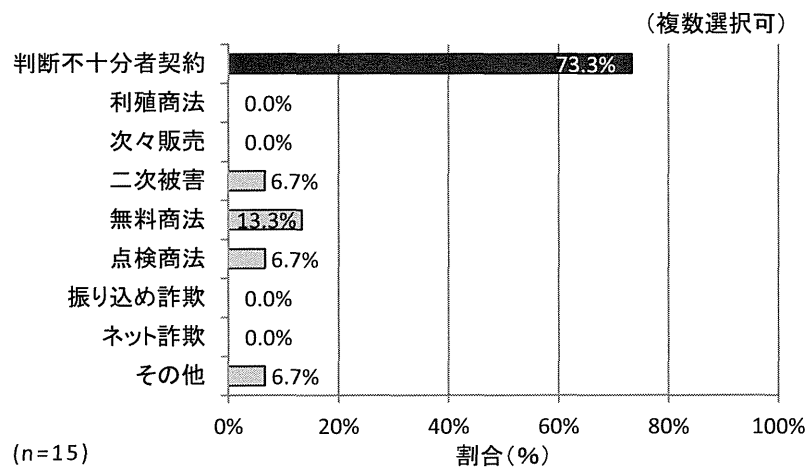


続いて、経済的被害を受けた取引の内容について見てみる(図2-14)。

すると、「商品・サービス一般」が全体の被害の約4分の3を占めており、他に「工事・建築」(住宅のリフォーム等)が7%、「商品・サービス以外」が13%となっている。本人は、布団や浄水器やリフォーム等、さまざまなものを売りつけられて大きな被害を受けていることが分かる。

さらに、経済的被害を受けた際の取引の手法について見てみる(図2-15)。

[図2-15] 経済的被害を受けた取引の手法



最も多い取引手法は、経済的被害全体の約4分の3を占める「判断不十分者契約」(本人の判断能力が不十分であることを利用した取引)となっている。その他には、「無料商法」(はじめは無料で商品やサービスを提供し、一定期間経過後に料金を徴収するもの)が13%、「二次被害」(一度被害にあった人を、被害の救済等の名目で再び勧誘して二次的被害を与える事)が7%、「点検商法」(住宅等の点検などと称して虚偽の報告をし、商品や修繕等のサービスを購入させるもの)が7%となっている。

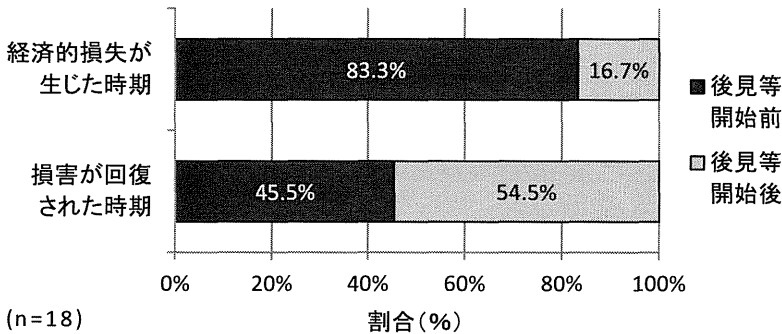
こうした契約等は、本来、契約者本人がそれらの契約の適正さや公正さ等に関して慎重に精査したうえで実際の契約が締結されるものであるが、判断能力が減退した本人の場合、それらのサービスにともなうリスクやコスト等に関する十分な検討ができないままに、契約を結ばされている様子が見られる。

2.2.3. 経済的損失の発生と回復

次に、経済的損失の発生と回復がなされた時期について見てみる（図 2-16）。

すると、経済的損失全体の 8 割以上が、後見開始前に発生しており、後見開始後にも損失の 2 割弱が生じていた。また、損害が回復された時期については、その 4 割半が、後見開始前に回復されており、残りの 5 割半が、後見開始後の回復であった。

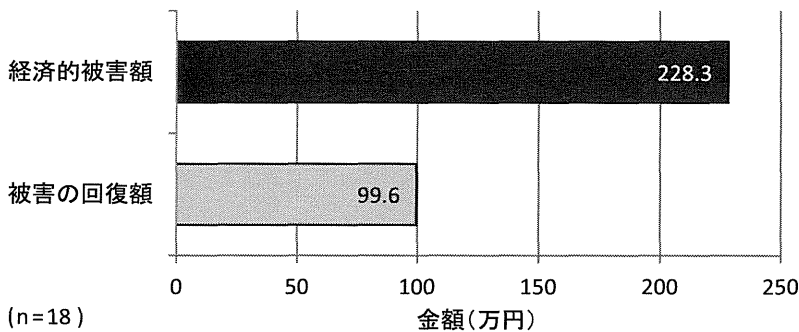
[図2-16] 経済的損失の発生と回復がなされた時期



このことから、被害の多くは後見開始前に発生しており、すでに後見を開始するまでに損失が回復されているケースもみられるが、損失回復の多くは後見開始後になされている。これは、こうした経済的損失の回復が、後見制度の利用目的の一つになっているためと考えられる。

続けて、経済的被害の金額とその回復額について見てみる（図 2-17）。

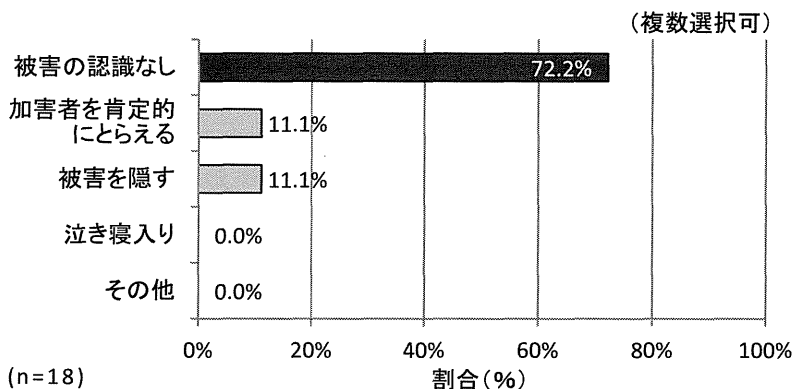
[図2-17] 経済的被害額とその回復額



すると、その被害額は平均で約 230 万円と高額にのぼることが分かる。また、回復水準については、平均で被害額の約半分に相当する約 100 万円程度となっている。

続いて、本人による被害の受け止め方について見てみる（図 2-18）。

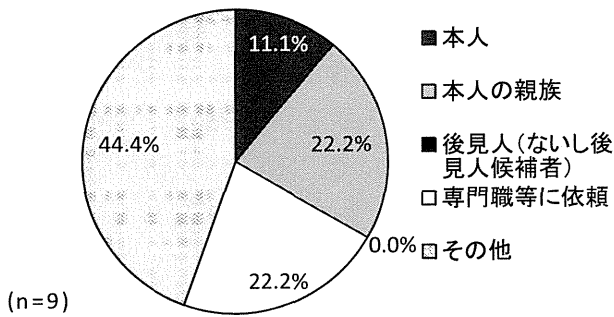
[図2-18] 本人の被害の受け止め方



すると、被害全体の 7 割以上において、本人は自身の経済的被害を、「被害」として認識していないことが分かる。また、加害者を「何度も家に来てくれて、話し相手になってくれる優しい人」などと肯定的にとらえたり、また被害そのものを隠したりするケースも、それぞれ全体の 1 割ほどであった。

続いて、被害回復の主体について見てみる（図 2-19）。

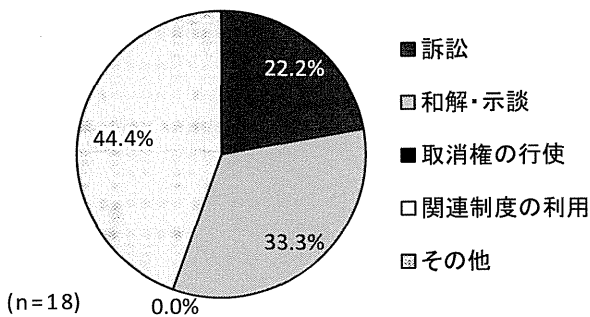
[図2-19] 被害回復の主体



すると、実際に被害の回復を行ったのは、「本人」が約 1 割、「本人の親族」が約 2 割となっている一方、「後見人等」は本調査ではゼロとなっている。これは多くの場合、後見人等が自らが被害の回復にあたるのではなく、法律専門職に被害回復を目的とした業務を依頼しているためと考えられ、実際に「専門職等に依頼」が全体の約 2 割を占めている。

さらに、「被害回復の手段」について見てみる（図 2-20）。

[図2-20] 被害回復の手段



被害の回復に用いられる手段としては、「和解・示談」が全体の約 3 分の 1 を占めている。これは、後見開始前に受けた被害については、裁判においてその証拠を明示することや本人に判断能力がなかったことを立証することが難しく、やむをえず和解や示談によって回復が図られているケースが多いためと考えられる。ただし、和解や示談という手段を取る場合、裁判所を通じた訴訟よりも、回復額は低くなる傾向にあり、先にみたように実際の

回復金額は、被害金額の半分程度の水準である。そして「訴訟」については、全体の約 2 割を占めるにとどまっている。

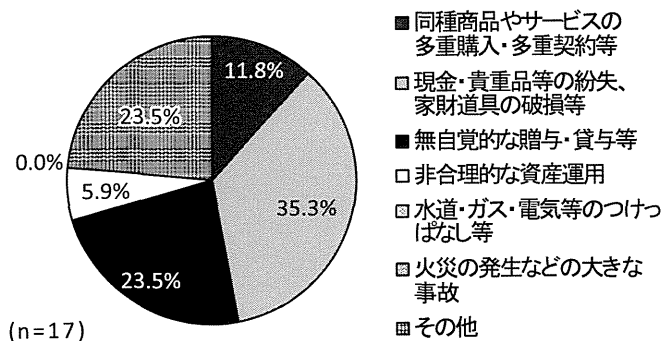
なお、本調査では、後見人等に付与されている取消権を行使した事例はみられなかった。

2.2.4. 保有財産損失の内容

次に、「保有財産の損失」（本人自身の行為による財産の棄損）の内容について見てみる（図 2-21）。

その内訳をみると、損失の内容として最も多いのは、「現金・貴重品等の紛失や家財道具の破損等」

[図2-21] 保有財産損失の内容



で、全体の約 3 分の 1 を占めている。次に多いのが「無自覚的な贈与・貸与等」で、これが全体の 2 割強を占める。これらは、ともに物理的な金銭や財に関する管理能力が減退しているために起こる損失である。さらに、「同種商品やサービスの多重購入・多重契約等」が、同じく約 1 割を占める。ここには、たとえば勧誘されるままに複数の新聞の定期購読を契約するケースなどが含まれる。

2.2.5. 機会逸失の内容

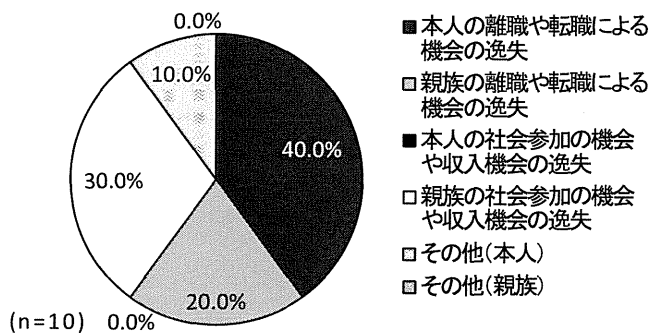
最後に、「機会の逸失」の内容について見てみる（図 2-22）。

ここでは、損失の種類を大きく分けて、本人の機会逸失と親族の機会逸失とに区別できる。まず本人については、離職や転職による機会の逸失が最も多く、全体の約 4 割を占めている。一方、親族については、本人の介護等のために社会参加の機会や収入機会を逸失することが多く、全体の約 3

割を占める。次いで、離職や転職を余儀なくされるケースが全体の約 2 割を占める。

機会の逸失については、全体としては、本人の機会逸失が 5 割、親族の機会逸失が 5 割となっており、両者が同程度に機会の逸失を経験していることが分かる。このことは、およそ本人が機会の逸失を経験するような場面においては、親族もともに何らかの機会を失っている可能性が高いことを示唆している。

[図2-22] 機会逸失の内容



3. 後見業務に対する後見人の認識

3.1. 後見業務遂行における後見人の役割意識

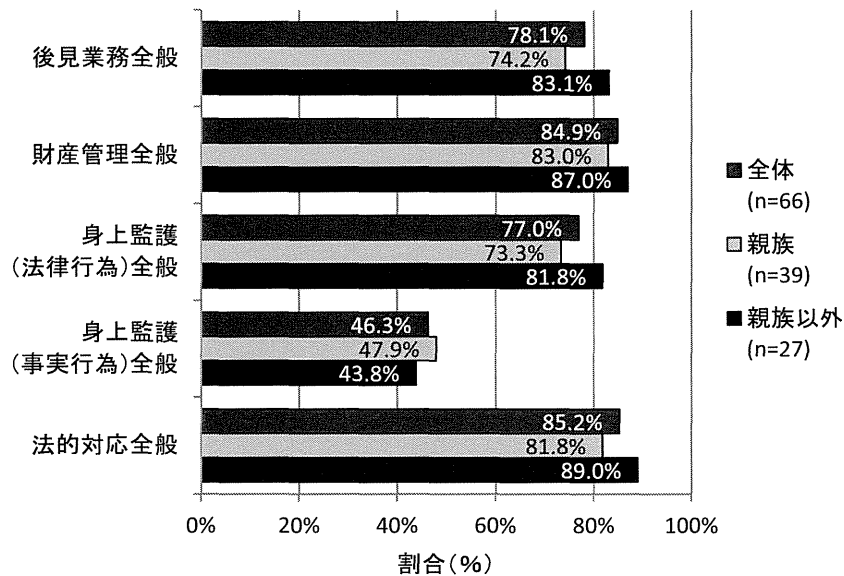
本節では、後見業務における後見人等の役割意識の態様について検討する。

本調査では、調査対象者（後見人等）に対して、「後見業務を、後見人としての立場で行っているのか、あるいは親族（ないし知人）としての立場で行っているのか。そしてそれはどのくらいの割合か」ということについて尋ねた。その際、完全に後見人として後見業務を行っている場合を100%、逆に完全に親族（ないし知人）として後見業務を行っている場合を0%として、各業務をどの程度、後見人としての立場で行っているか、その割合（%）を回答してもらった。本節は、その調査結果をまとめたものである。

3.1.1. 後見業務全般における役割意識

まずはじめに、各種後見業務における後見人等の役割意識の程度について検討する（図3-1）。

[図3-1] 後見業務における後見人としての役割意識〔業態別〕



まず、後見業務全般について見てみると、後見人としての役割意識（その業務を、どの程度、後見人としての立場で行っているか）について、全体の平均は78%にのぼっている。このことから、多くの後見人が、自身の本人に対する活動はあくまで後見人として行っていると考えていることが分かる。

この点につき、後見業務を、財産管理、身上監護（法律行為および事実行為）、法的対応といった業務ごとに分けて見てみると、大きな差異が存在することが分かる。

まず「財産管理全般」と、「法的対応全般」については、後見人としての役割意識は90%近くと高く、また「身上監護（法律行為）」についても77%と比較的高い割合となっている。その一方で、「身上監護（事実行為）」については、その後見人としての役割意識は46%にとどまっており、他の業務と比べて明らかに低い割合となっている。

これらの役割意識について、さらに業態別に見てみると、親族後見人と第三者後見人ではおおよそ似た傾向が示されている。ただし、ほとんどの業務において、第三者後見人は親族後見人よりも強く、後見人としての役割意識を持っている。

ここでは、以下のような指摘がされうる。

後見業務においては、特に身上監護の扱いの難しさが指摘されている。これは、身上監護のうち法律行為については後見業務とされているが、事実行為については原則として後見業務にあたらないとされているところ、例外として法律行為に付随する事実行為（本人の介護保険施設への入所契約にともなう協議・下見など）については、後見業務に含まれる場合もありうるためである。実際の業務遂行においては、身上監護における法律行為と事実行為を完全に切り離すことは難しい。見方を変えると、親族後見人においては、事実行為としての身上監護でありながら、後見人としての役割意識を50%近くもの高さで持ちながら、これを行っているといえることもできる。

3.1.2. 動産管理における役割意識

ここからは、上で見た各種後見業務をさらに細かく分類した上で、これらの業務における後見人としての役割意識の程度について検討する。

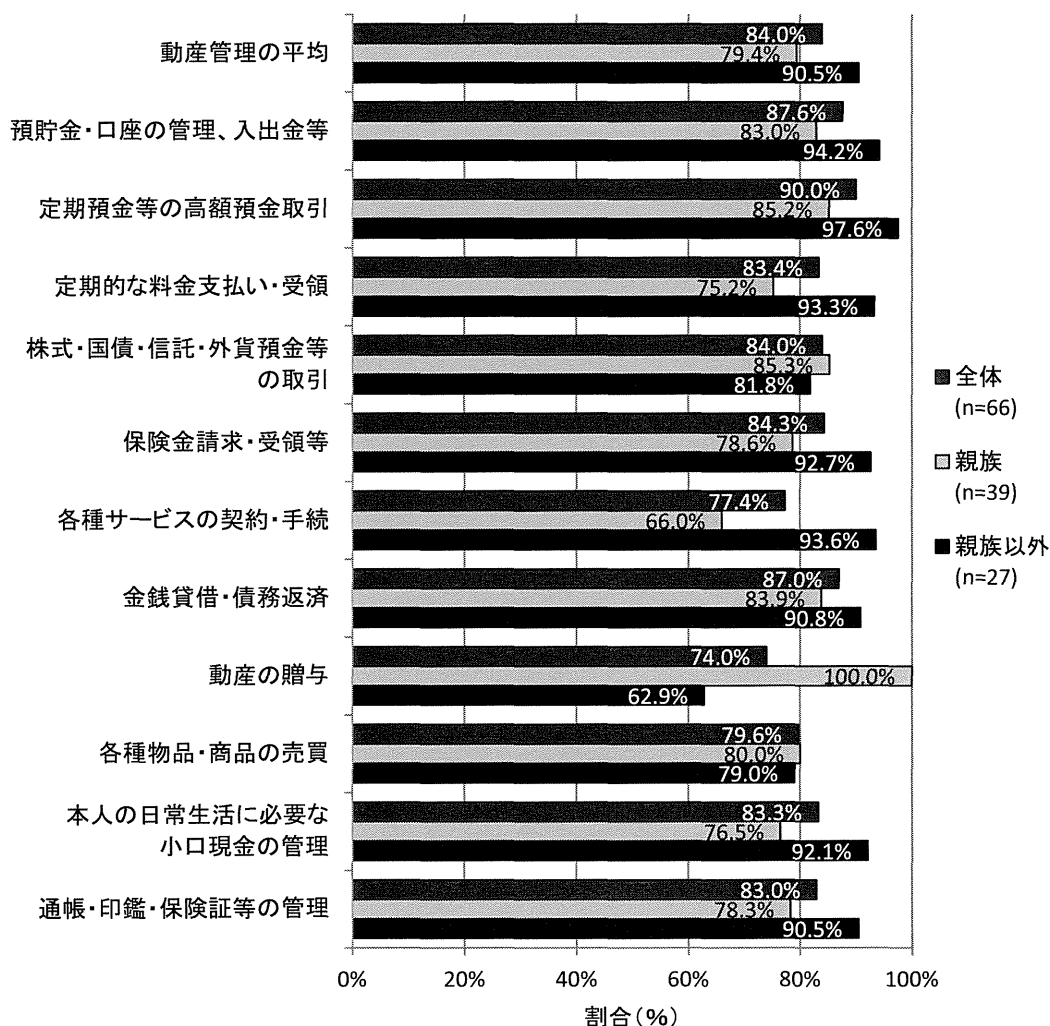
まず、動産管理における後見人としての役割意識についてである。

図3-2を見ると、「動産管理全般」の役割意識の平均は84%となっていた。この動産管理をより細かく分類した11の業務それぞれにおいても、役割意識はおおよそ70～90%の高い水準であった。後見人は、後見人としての役割意識を強く持ちながら、これら動産管理業務を行っていることが分かる。

さらにこれを業態別に見てみると、多くの業務において、親族後見人よりも第三者後見人の方が、後見人としての役割意識の程度は高く、10ポイントほど開きのある業務も多かった。特に、「各種サービスの契約・手続き」については、第三者後見人の役割意識が94%であるのに対し、親族後見人のそれは66%にとどまっていた。親族後見人においては、大きな額ではない日常的な各種サービスの契約・手続きについては、親族としての立場からこれを行うという意識もあることがうかがえる。

なお、「動産の贈与」については、他とは状況が逆転し、第三者後見人の役割意識は63%程度であるのに対し、親族後見人は完全に後見人としての立場でこれを行うとしている。

[図3-2] 動産管理における後見人としての役割意識〔業態別〕



3.1.3. 不動産管理における役割意識

次に、不動産管理における後見人としての役割意識について見てみる（図3-3）。

まず「不動産管理全般」の平均（後見人全体）であるが、その後見人としての役割意識は82%となっており、動産管理の平均と同程度となっている。

不動産管理は、一般に動産よりも扱う金額が大きく、また住居や宅地の処分等も含むなど、動産管理よりもより慎重かつ煩雑な手続きを要するため、後見人としての役割意識は動産管理の場合よりも高くなると予測されるところ、実際には動産のそれと同程度であった。

さらに不動産管理の内訳について業態別に見てみると、動産管理と同様に多くの業務において、第三者後見人の方が親族後見人よりも意識の程度は高くなっていた。なかでも特に、「不動産の売買」（親族後見人68%、第三者後見人90%）、「不動産の賃貸借」（親族後見人72%、第三者後見人99%）において、その差は大きかった。

一方、ここでも、「不動産の贈与」についてのみ、第三者後見人（73%）よりも親族後見人（97%弱）の方が、後見人としての役割意識をより強く持っていた。